



長野県報

3月12日(月)
平成19年
(2007年)
第1845号

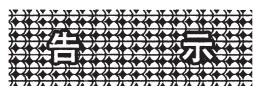
目 次

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水対策課)	2
国土調査法に基づく地籍調査実施計画の国土調査としての指定(農地整備課)	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林整備課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路課)	4
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格(東北信運転免許センター)	5

公 告

一般競争入札(情報政策課)	6
一般競争入札(2件)(情報公開・法務課)	6
一般競争入札(土木政策課)	8
都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の終了の認可(建築管理課)	9
一般競争入札(市町村課)	9
開発行為に関する工事の完了(建築管理課)	10
一般競争入札(生活排水対策課)	10
一般競争入札(2件)(砂防課)	11
一般競争入札(事業課)	13
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査(東北信運転免許センター)	14
一般競争入札(4件)(医療政策課)	14
一般競争入札(農業技術課)	17
一般競争入札(高校教育課)	18
一般競争入札(6件)(保健厚生課)	19
正誤(管財課)	24



長野県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（上流処理区）

3 事業施行期間

平成4年7月30日から

平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号、平成14年長野県告示第403号、平成15年長野県告示第251号、平成16年長野県告示第659号及び平成18年長野県告示第453号の事業地に長野市篠ノ井塙崎字立町、字上緋手、字八幡宮、字東谷、字城山、字鶴前、字白助、字稗田、字鶴萩、字越、字上手、字寺屋敷、字砂子田、字平及び字下並びに篠ノ井石川字鶴石、字石原、字東川原、字越田、字米平、字東組、字山田、字五反田及び字上組並びに篠ノ井会字小会並びに篠ノ井二ツ柳字山畑新田、字仲、字仲善司坊、字南善司坊、字長塚、字西河原及び字小二反田並びに篠ノ井布施五明字村南並びに篠ノ井岡田字北条、字森沢、字岡田前及び字岡田裏並びに篠ノ井横田字富士宮、字村裏及び字堀崎並びに篠ノ井小松原字千束塚、字森ノ木、字中堰添、字伊勢、字腰村、字海老平、字二反田、字五十里、字前河原、字蟹沢、字境内、字古御林、字湯沢尻、字西段ノ原、字段ノ原、字太夫殿屋敷、字北村、字不斷寺、字城山及び字東田並びに篠ノ井東福寺字狐塚、字狐塚東、字猫島西、字前久保、字中沢、字北小森南、字中組、字中組北、字中組東、字中組前、字下組、字下組北、字下組西、字下組前、字竹原、字空田、字空田南、字松木北及び字松木沖並びに川中島町今井字池田、字宮前及び字西沢並びに川中島町今里字内後、字塚田、字新屋、字八反田、字上西、字中西、字棗河原、字西原、字東俣、字長面、字下西及び字森ノ木並びに川中島町四ツ屋字下河原、字下四ツ屋、字若宮、字浦河原、字中村、字北若宮及び字西河原並びに小島田町字中村沖、字紙屋東沖、字紙屋西沖、字中村北沖及び字中沢沖並びに松代町東寺尾字松原東、字坂下、字高畑、字北堀、字蛭川添及び字村西並びに松代町東条字上屋地、字大日堂南、字皆神山腰、字天王山、字内田、字大町、字南川、字東屋地、字般若寺、字般若寺北、

字竹原、字西屋地、字中屋地、字西河原、字前山、字瀬関及び字瀬関南並びに皆神台並びに松代町西条字舟折、字市場及び字東六工並びに松代町清野字西沖及び字妻女山並びに松代町豊栄字宮崎及び字虫歌並びに真島町真島字本道南沖を加え、篠ノ井塙崎字横田、字柿木田、字反後、字庄ノ宮及び字東田沢並びに篠ノ井御幣川字南松島、字行之橋及び字細池並びに篠ノ井会字細池並びに篠ノ井二ツ柳字大当、字北善司坊、字横道下及び字戸切並びに篠ノ井布施五明字上鑑、字下池田、字村北及び字瀬原並びに篠ノ井岡田字深町、字冷田、字庚申塔及び字川原田並びに篠ノ井横田字金山及び字竹原並びに篠ノ井小森字福王寺、字西原、字川越及び字合戦場並びに篠ノ井小松原字久保田及び字芝宮並びに篠ノ井東福寺字北小森北、字上組北、字上庭前及び字上組並びに篠ノ井杵済字杵済南並びに篠ノ井西寺尾字赤川、字棗河原、字下碇及び字下河原並びに川中島町御厨字天神、字坪之内、字高柳、字荻田沢、字神田、字大下及び字清水沢並びに川中島町今井字豊田、字鎌穂、字穂刈、字庄柄、字稻荷、字新引、字貝佐、字狐塚、字馬場及び字一丁田並びに川中島町今里字八幡河原、字菅沼、字陣田、字御所ヶ原、字於下及び字長峰並びに川中島町四ツ屋字辺屋新田、字辺屋及び字新手並びに小島田町字田中沖、字頤気沖、字新田沖、字野田沖、字新城沖、字中村西沖、字古城沖及び字紙屋沖並びに稻里町中氷鉋字陣馬川原並びに稻里町下氷鉋字北河原、字荒川、字田中島、字上街渠、字入村、字鴨田、字蛭久保、字下河原、字狐塚、字中川原、字上川原及び下街渠並びに稻里町田牧字北樋沢、字西砂田、字東砂田、字前沖、字四反田及び字芝宮並びに松代町松代字馬場町及び字表柴町並びに松代町城北並びに松代町東寺尾字屋敷及び字東田並びに松代町西寺尾字町裏並びに松代町東条字保科田、字田町、字返町、字上十人町、字横間縁、字兼田、字長礼西、字柳町、字町田、字腰巻、字諏訪田、字鋤崎、字天王山西、字東荒町、字荒町及び字中条並びに松代町西条字四ツ屋、字中条、字笠村、字同心町、字尾崎及び字ビクニ並びに松代町清野字河原新田、字新馬喰町及び字東沖並びに青木島町大塚字北島、字新町及び字南地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

長野県告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（下流処理区）

3 事業施行期間

昭和61年12月11日から

平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成元年長野県告示第426号、平成4年長野県告示第440号、平成6年長野県告示第237号、平成12年長野県告示第683号及び平成18年長野県告示第32号の事業地に長野市若穂綿内字大橋を加える。

(2) 使用の部分

昭和61年長野県告示第923号、平成元年長野県告示第426号、平成2年長野県告示第149号、平成3年長野県告示第18号、平成4年長野県告示第182号、平成4年長野県告示第440号、平成6年長野県告示第237号、平成8年長野県告示第692号、平成10年長野県告示第561号及び平成12年長野県告示第683号、平成14年長野県告示第404号、平成16年長野県告示第658号及び平成18年長野県告示第32号の事業地に長野市若穂川田字八反町、字古城玉ノ井及び字和田並びに若穂保科字和田、字和田東山、字白塚及び字長田平を加え、大字富竹字堰下及び字虎御前並びに大字石渡字宮沢並びに吉田五丁目並びに若穂綿内字田中並びに若穂川田字堰西、字長町、字轟、字塚本及び字大道西並びに若穂保科字和田北、字中道南、字引沢、字久保、字在家、字町滝崎及び字矢原地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

長野県告示第106号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

調査を行う
者の名称

調査地域

調査期間

飯田市	飯田市南信濃八重河内 一部	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
-----	------------------	-----------------------------

農地整備課

長野県告示第107号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

飯山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年3月28日まで、長野県土木部道路課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那箕輪線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡南箕輪村字大芝原2399番の2地先から上伊那郡南箕輪村字春日道東2526番の1地先まで	旧	m 8.7~27.3	km 0.3594
同上	新	m 8.7~28.1	km 0.3594

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那富辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字上辰野851番のイ地先から上伊那郡辰野町大字上辰野878番の1地先まで	旧	m 5.1~8.9	km 0.1421
同上	新	m 11.4~17.0	km 0.1421

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 与地辰野線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町字中箕輪16623番の1地先から上伊那郡箕輪町字中箕輪3731番の1地先まで	旧	m 7.4~12.0	km 0.2935
同上	新	m 9.1~19.3	km 0.2935

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 植川岡谷線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字小野3853番の4地先から上伊那郡辰野町大字小野3844番の1地先まで	旧	m 3.7~12.6	km 0.1526
同上	新	m 4.6~23.7	km 0.1526

道路課

長野県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年3月28日まで、長野県土木部道路課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 大町麻績インター千曲線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字若宮字大日向方3131番の99地先から千曲市大字若宮字大日向方3131番の64地先まで	旧	m 4.5~7.0	km 0.1010
同上	新	m 9.5~20.0	km 0.1010

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野上田線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字若宮字大日向方3131番の64地先から千曲市大字若宮字大日向方3131番の99地先まで	旧	m 4.5~7.0	km 0.1010
同上	新	m 9.5~20.0	km 0.1010

道路課

長野県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年3月28日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 秋山郷森宮野原停車場線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字堺字中野13321番地先から下水内郡栄村大字堺字中野13119番の1地先まで	旧	m 3.8~6.0	km 0.1403
同上	新	m 6.0~7.5	km 0.1403

道路課

長野県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年3月28日まで、長野県土木部道路課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 路線名 伊那箕輪線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡南箕輪村字大芝原2399番の2地先から上伊那郡南箕輪村字春日道東2526番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月12日

- 2(1) 路線名 伊那富辰野停車場線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字上辰野851番のイ地先から上伊那郡辰野町大字上辰野878番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月12日

- 3(1) 路線名 与地辰野線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町字中箕輪16623番の1地先から上伊那郡箕輪町字中箕輪3731番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月12日

- 4(1) 路線名 植川岡谷線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字小野3853番の4地先から上伊那郡辰野町大字小野3844番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月12日

道路課

長野県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年3月28日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 秋山郷森宮野原停車場線
- 2 供用を開始する区間
下水内郡栄村大字堺字中野13321番地先から
下水内郡栄村大字堺字中野13119番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年3月12日

道路課

長野県公安委員会告示第1号

長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定めます。

平成19年3月12日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格
(運転免許証更新通知等送付業務)

- 1 運転免許証更新通知等送付業務とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第3項及び同法第101条の4第2項の規定による送付を行う業務をいう。

(一般競争入札参加資格の申請に必要な要件)

- 2 運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 運転免許証更新通知等送付業務と同種の業務を過去において誠実に行った実績を有する法人であること。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (3) 長野県警察本部運転免許本部東北信運転免許センターにおいて運転免許証更新通知等送付業務に従事する職員を配置することができる法人であること。
- (4) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置（以下「安全管理措置」という。）が講じられている法人であること。
- (5) 長野県公安委員会が通知等送付業務の入札の都度行う事前研修を受講している法人であること。

(入札参加資格審査の実施)

- 3 定期に行う資格審査（以下「定期審査」という。）は、2年に1回行うものとする。

- 2 前項に規定するほか、長野県公安委員会が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加者資格の認定)

- 4 入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

- (1) 経営状況及び経営内容
- (2) 業務経歴
- (3) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (4) 個人情報の安全管理措置の状況

- (5) その他長野県公安委員会が必要と認める事項
(入札参加資格審査の申請)

- 第5 入札参加資格を得ようとする者は、運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 入札参加資格の申請日の直前の事業年度又は営業年度における事業税の納税証明書
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 社内規則
- (5) 経営状況及び経営内容に係る財務諸表等
- (6) 業務経歴に係る関係書類
- (7) 個人情報の安全管理措置に係る関係書類
- (8) 事務所又は事業所一覧表
- (9) 運転免許証更新通知等送付業務に従事する職員名簿

- 2 前項の申請書の提出期間は、長野県公安委員会が別に定める。
(入札参加資格の通知)

- 第6 長野県公安委員会は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
(入札参加資格の有効期間)

- 第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。
(入札参加資格の承継)

- 第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）の事業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合又は包括承継が行われた場合は、長野県公安委員会の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

- 2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格承継承認申請書に、事業の一切を承継したことを証する書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

- 3 第6及び第7の規定は、第1項の承認について準用する。
(変更届等)

- 第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を長野県公安委員会に届け出なくてはならない。

- (1) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (2) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

- (3) 廃業又は営業の停止若しくは休止をしたときは、その役員

- 2 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格認定事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、長野県公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 事務所又は事業所の所在地

- (2) 商号又は名称

- (3) 代表者

- (申請書類の様式)

- 第10 この告示に規定する運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格審査申請書等の様式は、長野県公安委員会が別に定める。

東北信運転免許センター